

## 病児・病後児保育事業の利用料の減免について

病児・病後児保育事業の利用料は日額 2,500 円としておりますが、世帯の区分に応じて利用料を減免していますので、該当される方は、次のとおり、利用申請時に証明書をご提出ください。

利用申請時に証明書の提出がない場合、原則として、利用料を減免することはできませんのでご了承ください。食事費等の実費や時間延長利用料については、減免することはできません。

### 1 生活保護世帯の方

証明書	発行場所	利用料
生活保護適用証明書	お住まいの区の保健福祉センター	無料
休日・夜間等診療依頼証(有効期間内のもの)	-	

平成 30 年度中に発行された証明書で確認します。

平成 30 年度の保育所入所承諾書利用者負担額等決定通知書(第1階層)、特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書(第1階層)(ともに利用者負担額適用期間内のものに限る)でも確認できます。

年度途中で生活保護が適用されなくなった場合は、必ず申し出てください。

### 2 市民税が非課税世帯の方

次のいずれかの書類をご提出ください。

証明書	発行場所	利用料
市民税・府民税証明書	区役所・区役所出張所・市税事務所	無料
市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)	-	

4・5月は「平成 29 年度分」、6月以降は「平成 30 年度分」の証明書(世帯全員分)で確認します。

4・5月の利用時に平成 29 年度分を提出した方も、6月以降利用される場合には平成 30 年度分の証明書の提出が必要です。

平成 30 年度の保育所入所承諾書利用者負担額等決定通知書(第 2 階層)(利用者負担額適用期間内のものに限る)でも確認できますが、6月～8月の利用時には適用できません。

平成 30 年度の特定教育・保育施設等利用者負担額等決定通知書(第 2 階層)(平成 30 年度に発行されたもので、利用者負担額適用期間内のものに限る)でも確認できますが、6月～8月の利用時には適用できません。

### 3 所得税が非課税世帯の方で、ひとり親世帯である方

Aのいずれかの書類とBのいずれかの書類の両方をご提出ください。

証明書		発行場所	利用料
A	児童扶養手当証書(有効期限が切れていないもの)	-	600 円
	ひとり親家庭医療証(有効期間内のもの)	-	
B	源泉徴収票	勤務先	
	納税証明書(その1)	税務署	

Bについては、平成 29 年分の証明書(世帯全員分)で確認します。

### 4 所得税が非課税世帯の方で、ひとり親世帯でない方

次のいずれかの書類をご提出ください。

証明書	発行場所	利用料
源泉徴収票	勤務先	1,200 円
納税証明書(その1)	税務署	

平成 29 年分の証明書(世帯全員分)で確認します。

### 5 所得税が課税世帯の方で、ひとり親世帯である方

次のいずれかの書類をご提出ください。

証明書	利用料
児童扶養手当証書(有効期限が切れていないもの)	1,200 円
ひとり親家庭医療証(有効期間内のもの)	
児童手当認定(支払・額改定)通知書及び住民票の写し(続柄入り世帯全員分)	

住民票の写し(続柄入り世帯全員分)については、提出日の3か月以内の発行年月日のもので確認します。

児童手当所得制限限度額以上の方(児童手当特例給付:児童1人あたり月額 5,000 円の支給)は減免の対象外です。



利用料の減免に必要な証明書について

平成30年度版

